

改定入管法でどうなるか

(中長期在留者向け)

1. 外国人登録制度がなくなるってほんと？

ほんとうです。

2012年7月9日に改定入管法が施行され、外国人登録制度がなくなります。

新たな制度では、在留カード（ICカード）を持つこととなります。

在留カードは、住居地を除いて地方入管局での手続きになります。

これとは別に、お住まいの市区町村で住民基本台帳に登録されます。

在留カードの住居地と、住民基本台帳に関する手続きは、市区町村で行われます。

2. 在留カードって、どんなもの？

在留カードには、氏名（ローマ字表記）、生年月日、性別、国籍、住居地、在留資格、在留期間のほか、就労制限の有無、在留カード番号、カードの有効期限などが記載されます。

16歳以上であれば、写真も載せることとなります。

在留カードの番号は、交付の度に異なる番号が振られます。

その番号は、ローマ字4文字と8けたの数字を組み合わせて作成されます。



3. 在留期間は、変わるの？

永住者は、在留期間がないことになりません。

定住者は、「3年または1年」の場合は、「5年、3年、1年または6ヶ月」に変わります。「3年を超えない範囲内で法務大臣が指定する期間」の場合は、「5年を超えない範囲内」に変わります。

日本人の配偶者等、永住者の配偶者等は、「3年または1年」から「5年、3年、1年または6ヶ月」に変わります。

技術、人文知識・国際業務、技能などの就労資格は、「3年または1年」から「5年、3年、1年または3ヶ月」に変わります。ただし、興行は「3年、1年、6ヶ月、3ヶ月または15日」になります。技能実習は

変わりありません。

留学は、「4年3ヶ月、4年、3年3ヶ月、3年、2年3ヶ月、2年、1年3ヶ月、1年、6ヶ月または3ヶ月」になります。

4. いま持っている外国人登録証明書は、どうすればよいの？

当面、お持ちの外国人登録証明書が、その在留期間の満了まで在留カードとみなされます。

ですから施行日（7月9日）が来ても、すぐに何かしなければならぬ訳ではありません。

施行日後、在留期間の更新、在留資格の変更や住居地以外の変更届などの際に、地方入管局で在留カードに切り替えられることとなります。

ただ、それ以前に、自ら地方入管局に在留カードの交付を申請して、在留カードに切り替えることはできません。

5. では、在留期間のない永住者は、どうなるの？

永住者は、2012年7月9日から3年以内に、地方入管局で在留カードに切り替えることとなります。これは、確認申請の時期が施行日から3年以内でも、3年以降でも変わりありません。それ以前に、自ら地方入管局に在留カードの交付を申請して、在留カードに切り替えることもできます。

もし3年以内に切り替えないと、1年以下の懲役または20万円以下の罰金が科せられますので注意してください。これで懲役になると、退去強制の対象にされます。

6. 16歳未満の人は、どうすればよいの？

施行日に16歳未満で永住者資格がある場合は、施行日から3年を経過する日か、16歳の誕生日か、いずれか早い日までに、在留カードに切り替えることとなります。

施行日に16歳未満で永住者以外の資格がある場合は、在留期間の満了する日か、16歳の誕生日か、いずれか早い日までに、在留カードに切り替えることとなります。

どちらの場合も、自ら入留カードの交付を申請して、在留カードに切り替えることはできます。

7. いま外国人登録している居住地と実際の居住地が違うときは、どうすればよいですか？

住民基本台帳への登録のため、2012年5月7日を基準日として市区町村で仮住民票が作られ、外国人の自宅に送られて来ます。

ですから、できるだけそれまでに外国人登録上の居住地の変更をしておくのがよいと思います。

それまでに変更手続きができないときも、施行日（7月9日）前に変更した方がよいでしょう。

もし、施行日後になるときは、施行日から14日以内に、現にお住まいの市区町村に届け出なければなりません。

8. 在留カードに関する届出は、自分で地方入管局に行かないといけませんか？

基本的には、自分で行くことになります。

しかし、16歳未満の人や病気などで行けない人は、同居の親族が代わって行かなければなりません。このほか、法定代理人や行政書士・弁護士などに依頼することができる場合があります。

9. 在留カードをもらった後、どうなりますか？

在留カードは、外国人登録証明書と同様に、常に携帯しなければなりません。

また、入管職員や警察官などから提示を求められたら、提示しないとといけません。

外国人登録証明書とは異なり、在留カードの真ん中に「就労制限の有無」が記載されます。したがって、仕事に就く場合に、雇用主から在留カードを確認されることになると思われます。

10. 在留カードは、いつまで有効ですか？

永住者は、在留カードの交付日から7年間有効です。

永住者で16歳未満の人は、16歳の誕生日まで有効です。

永住者以外の人は、在留期間の満了日まで有効です。

永住者以外で16歳未満の人は、在留期間の満了日か、16歳の誕生日か、いずれか早い日まで有効です。

なお、有効期間の満了日は、在留カードに記載されます。

11. 在留カードの記載項目に変更があったら、どうすればよいですか？

住居地の変更は、新住居地の市区町村の役所の窓口にて、移転した日から14日以内に届け出なければなりません。

住居地以外の変更は、地方入管局に、その変更を生じたときから14日以内に届け出なければなりません。

もし14日以内に届け出ないと、20万円以下の罰金が科せられますから、注意しましょう。

また、元の住居地から出た後、正当な理由なしに90日以内に新しい住居地の届出をしないと、在留資格が取り消されることになっていますので、特に注意しましょう。ただし、入院中など届出しないことに正当な理由があれば、取り消されません。

虚偽の住居地を届け出た場合も、在留資格が取り消されます。

12. 職場や学校など、所属機関の変更について届出が必要ですか？

技術、人文知識・国際業務、技能、技能実習などの就労資格のほか留学や研修でも、所属機関の変更について、その名称や所在地のほか活動内容も届け出なければなりません。ただし、留学では活動内容は、届出事項とされていません。

永住者と定住者は、在留活動に制限はないので、所属機関について届け出する必要はありません。

日本人の配偶者等と永住者の配偶者等も、届出不要です。

しかし、雇用されている場合は、事業主から雇用状況の届出がなされます。

13. 住居地以外の届出で注意することはありますか。

日本人の配偶者と永住者の配偶者は、配偶者との離婚と死別について14日以内に地方入管局に届け出なければなりません。家族滞在や特定活動でも、配偶者として在留する場合は同じです。

この場合も、もし14日以内に届け出ないと、20万円以下の罰金が科せられますから、注意しましょう。

14. 在留資格の取消しで注意することはありますか。

(1) 住居地の変更

中長期在留者が、住居地を移した場合に90日以内に届出をしないと、在留資格が取り消されることになっています。

しかし、そのことに「正当な理由」がある場合は、取り消されません。例えば、会社が倒産して住居を失った場合や、長期にわたり入院した場合などです。DV被害者が所在を知られないようにする場合も、「正当な理由」ありと認められます。

(2) 婚姻の実態がない

日本人の配偶者と永住者の配偶者は、6ヶ月以上にわたり婚姻の実態がないと、在留資格が取り消されることになっています。

しかし、そのことに「正当な理由」がある場合は、取り消されません。

例えば、子の親権をめぐる調停中であるとか、日本人配偶者の有責性を争って離婚訴訟中である場合などです。

また、日本人・永住者の配偶者の在留資格を取り消す場合は、在留資格の変更や永住許可の申請の機会を与えるように配慮されることとなっています。

例えば、DV被害者で日本国籍の子を養育している場合などには、「定住者」への変更が認められる可能性があります。

15. みなし再入国ってなに？

これまで一時帰国や海外出張などの際、事前に再入国許可を受けなければなりませんでしたが。

これからは、1年以内に再入国する場合は、日本を出国するときに、再入国用EDカードの「みなし再入国許可による出国を希望する」旨の欄をチェックし、在留カードを提示すればよくなります。しかし、残りの在留期間が1年未満のときは、その期限までに再入国しなければなりません。また、延長はできないので注意しましょう。

再入国が1年を超えてしまう場合は、いままで通り事前に再入国許可を受けなければなりません。ただ、最長5年間まで再入国が可能となります。

しかし、「朝鮮」「無国籍」の外国人は、みなし再入国は認められません。

16. 住民基本台帳への登録って、どういうこと？

住民登録制度である住民基本台帳には、これまで日本人しか登録されていませんでした。

今後は、国際結婚の家庭でも、ひとつの世帯として家族全員が住民票に一覧で表示されることになります。

また、外国人の方が世帯主になることもできます。

在留カードとは異なり、住民基本台帳では「通称名」も使うことができます。

住民基本台帳は、国民健康保険や子ども手当など市区町村による行政サービスの基礎となります。

17. 住民基本台帳への登録のため、何か手続きが必要ですか？

特に、手続きは必要ありません。

住民基本台帳への登録のため、外国人登録をもとに2012年5月7日を基準日として、市区町村で仮住民票が作られ、外国人の自宅に送られて来ます。

ですから、予め外国人登録を正確にしておくことが大切です。

仮住民票は、施行日（2012年7月9日）に住民票に移行します。

18. 在留期間を更新した場合、 市区町村に届け出る必要がありますか？

入管局に在留期間の更新や在留資格の変更手続きをした場合、改めて市区町村に届出しなくてもよくなります。

これは、住民基本台帳の記載項目に変更や誤りがあった場合、法務省から市区町村に通知されるからです。

19. 引っ越し場合は、どのような注意が必要ですか？

外国人登録の場合と異なり、住民基本台帳では「転出届」をして転出証明書を受け取り、引越し先の市区町村で14日以内に「転入届」をすることになります。

転出届を忘れないようにしましょう！

同じ市区町村内で引っ越し場合も、14日以内に「転居届」を出さなければなりません。

これらの届出を怠ると、日本人と同様に、住民基本台帳法で5万円以下の過料が課されます。

また、在留カードを示して「転入届」「転居届」を出すと、在留カードの住居地変更届をしたこととなります。

20. 住基カードは、外国人ももらえますか？

外国人も住基カードをもらうことができます。

在留カードと違い、もらわなくても構いません。

住基カードがもらえるのは、2013年7月8日以降になります。

住基カードでは、通称名を使うこともできます。

住基カードの有効期間は、在留期間の満了日までです。

永住者の場合は、日本人と同様に10年間有効です。